

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人名古屋大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画及び一般に認められた監査手続に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人名古屋大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成19年6月22日

国立大学法人名古屋大学

監事 木村 洋一

監事 湯本 秀之

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。